

船舶事故等調査報告書

平成27年5月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014広第66号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年1月8日 11時40分ごろ
発生場所	広島県呉市大崎下島南方沖 来島 ^{かじとり} 梶取鼻灯台から真方位298°3.7海里（M）付近 （概位 北緯34°08.84′ 東経132°49.61′）
事故等調査の経過	平成26年4月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 砂利運搬船 第三 ^{ひの} 乃出丸、395トン 135583、真栄海運株式会社 B 漁船 ^{こまほ} 駒歩丸、5.7トン HS2-2491（漁船登録番号）、個人所有 第270-44935号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級海技士（航海） B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船尾部外板に擦過傷 B 船首部に破口を伴う凹損
事故等の経過	A船は、船長Aほか3人が乗り組み、約8ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により大崎下島南方沖を東進中、単独の船橋当直についていた船長Aが、右舷船首方約1Mに西北西進するB船を認めた。 船長Aは、B船の船首がA船の船尾方を向いているように見えたので、平成26年1月8日11時37分ごろ予定どおりに左転し、東北東進していたところ、B船と接近する状況となったので、更に左転して船首を北東方まで向けた後、左舵一杯を取ったが、11時40分ごろ、大崎下島南方沖において、A船の右舷船尾部とB船の船首部が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、操業を終えて約6.5knの速力で、自動操舵により大崎下島南方沖を西北西進した。 船長Bは、周囲に危険な船舶はいないと思い、船首甲板で、しゃがんだ姿勢で漁獲物の選別作業を行っていたところ、ふと船首方を見て至近にA船を認め、手元に置いていたリモコンで左舵を取り、機関を後進にかけたが、A船と衝突した。 船長A及び船長Bは、両船が共に航行に支障がなかったので、本事

	故の処理について話し合った後、それぞれの目的地に向かった。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期、潮流 北東流約 1 kn
その他の事項	船長Bは、約 6.5 kn の速力で航行中に船首甲板で漁獲物の選別作業を行っていても、過去の経験から、約 30 秒前に他船に気付けば手元のリモコンを使用して避けることができると思っていた。 船長Bは、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし A 船は、大崎下島南方沖を東進中、船長Aが、B船の船首がA船の船尾方を向いているように見えたので、右舷を対して通過できると思って左転した後、B船に対する見張りを適切に行っていなかったことから、B船と衝突のおそれのある態勢で接近していることに気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、大崎下島南方沖を西北西進中、船長Bが、周囲に危険な船舶はいないと思い、船首甲板で漁獲物の選別作業を行い、見張りを行っていなかったことから、衝突のおそれのある態勢で接近するA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、大崎下島南方沖において、A船が東進中、B船が西北西進中、船長Aが、B船の船首がA船の船尾方を向いているように見えたので、右舷を対して通過できると思い、B船に対する見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、周囲に危険な船舶はいないと思い、船首甲板で漁獲物の選別作業を行い、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 接近する船舶を認めた場合には、汽笛を吹鳴するなどして注意喚起を行うこと。 ・ 航行中は、常時適切な見張りをを行うこと。